

件名	都留市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定方針の策定					
概要	平成28年度に策定した「都留市公共施設等総合管理計画」(以下、「総合管理計画」という。)に基づき、本市の個別施設ごと具体的な対応方針を定める「個別施設計画」の策定に向け、計画の記載事項、計画期間、対象施設、スケジュール等、統一的な基準を示し、計画の円滑な策定に資するよう都留市個別施設計画策定方針を策定する。【国から2020年度末までに策定を要請】					
経緯 (検討経過)	企画推進局会議(専門班、PT、WG)、課長会議、外部団体会議等の会議、打合せ(各課調整)等の経過					
	日付	会議名等	内容	日付	会議名等	内容
	H31.3.13	企画推進局会議	策定方針の内容について部局長と協議			
内容	1、計画期間 原則10年。今回は下記の通り。 ・前期:2021年度～2026年度【6年間】 ・後期:2027年度～2035年度【9年間】			5、策定主体 ・施設を所管する担当部局が各施設の方針案作成と個別施設計画を策定 ・計画のとりまとめ及び進捗管理は総務部企画課		
	2、記載すべき事項 ①対象施設 ②計画期間 ③対策の優先順位の考え方 ④個別施設の状態等 ⑤対策内容と実施時期 ⑥対策費用			6、今後のスケジュール 2019年度 4月 企画推進局専門班設置 5月～7月 個別施設計画策定支援業務委託業者選定 9月～翌3月 対象施設に関する調査、建物現況調査 施設所管部局において方向性案作成 2020年度 4月～11月 再配置・改修方法・維持管理の手法検討 優先順位付け、コスト試算、ロードマップ作成 12月 計画取りまとめ後、素案作成 翌2月～3月 パブリック・コメント実施 3月末 個別施設計画(前期計画)公表		
議論の論点 (課題等)	・国が総床面積の削減数値等の数値目標(KPI)の設定を求めているが、本市は平成の合併団体ではないため、床面積が大幅に削減できるような施設が想定できない ・先行して策定を進めている教育委員会所管施設の個別施設計画と記載内容等の整合性を図るため、今後教育委員会と十分な協議が必要					
	必要事項 (該当に○)	条例等の調整		報道への情報提供	その他	■関連予算
予算対応		○	ホームページ掲載	個別施設計画策定支援業務委託予算計上あり		
パブリック・コメント			広報掲載	H31 9,493千円 H32 10,725千円 合計20,218千円		
議会への情報提供						

都留市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画策定方針

平成31年3月19日企画会議決定

1 趣旨

都留市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）に基づき、個別施設ごとと具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定し、点検・診断によって得られた個別施設の状態、維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容、実施時期、対策費用等を定めるものとする。

この個別施設計画の策定に当たり、計画の位置づけ、記載事項、計画期間、対象施設、スケジュール等、統一的な基準を示し、計画の円滑な策定に資するよう個別施設計画策定方針を策定する。

2 計画の位置づけ

平成25年度に策定された国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画に位置付けられている本市の総合管理計画に基づく、公共施設等の個別施設計画とする。

3 記載すべき項目

国の「インフラ長寿命化基本計画」により記載すべき事項とされている次の6項目を基本とする。

- ①対象施設 ②計画期間 ③対策の優先順位の考え方 ④個別施設の状態等
- ⑤対策内容と実施時期 ⑥対策費用

4 計画の期間

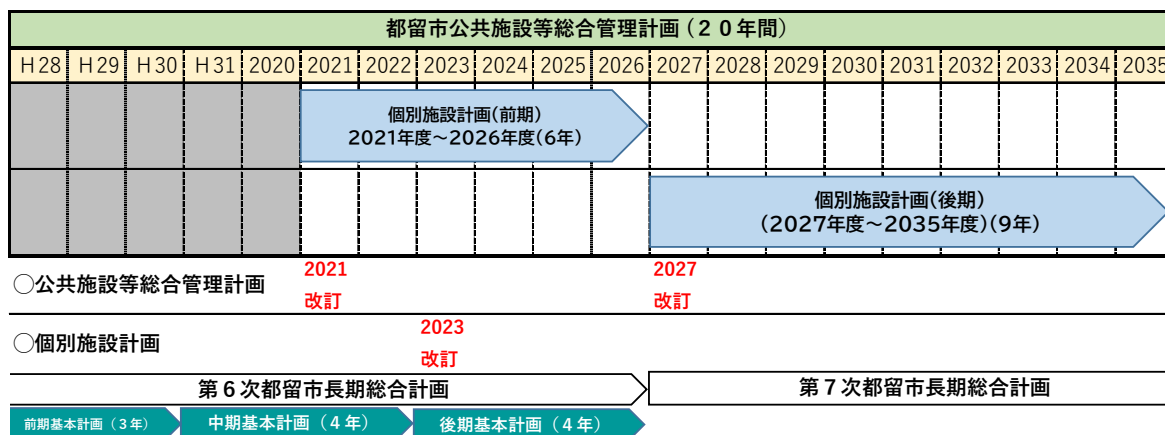
計画期間は、策定年度を含め、原則10年とする。

ただし、平成28年度に策定した総合管理計画については、計画期間を平成28（2016）年度から2035年度までとしていることから、個別施設計画の計画期間は前期・後期に区分したうえで、下記のとおりとする。

前期	後期
2021年度～2026年度（6年間）	2027年度～2035年度（9年間）

なお、本市の政策等による公共施設等を取り巻く環境に対応するため、都留市長期総合計画基本計画の改訂時期を目安として、計画内容の見直しを適宜行い、総合管理計画等と整合を図りながら随時更新するものとする。

■ 図表：計画年度と各計画との関係



5 対象施設

- (1) 総合管理計画の対象施設である公共施設及びインフラ施設
- (2) 総合管理計画策定以降に新築及び取得した施設*

※平成 28 年度策定の総合管理計画は、平成 26 年度末基準の計画のため、道の駅つる、旧雇用促進住宅下谷宿舍、旧桂高等学校校舎、下谷交流センター、三吉地区学童保育施設等は掲載されていないが、2021 年度までに総合管理計画に追加する予定。

6 対象外施設

- (1) 総合管理計画に掲載されている施設であっても、長期総合計画実施計画等で、解体及び売却等が予定されている施設（既に除却済のもの含む）
- (2) 市が維持管理をしない前提で貸与している施設
（例：平成 29 年度に用途廃止した集会所等）

7 策定期限

個別施設計画（前期計画）の策定期限は、2020年度末までとする。

ただし、個別施設計画の策定が要件となっている国補助金及び地方債等がある場合は、企画課と協議のうえ、前倒しにより策定するものとする。

また、道路・橋りょう等のインフラ施設、公営企業施設（公営企業に移行予定の簡水、下水も含む）は、関係省庁の行動計画や策定方針等を踏まえて、施設所管部署が平成 32 年度までに策定するものとする。

8 計画の策定単位

個別施設計画の策定単位は、総合管理計画で定めた施設類型を単位とし、施設所管部局ごとに策定するものとする。

■対象施設の類型

○公共施設	○インフラ
①行政系施設	①市道
②市民文化系施設	②自転車歩行車道
③学校教育施設	③橋りょう
④スポーツ・レクリエーション施設	④上水道（水道管）
⑤社会体育系施設	⑤下水道施設（管渠）
⑥子育て支援施設	
⑦病院施設	
⑧公営住宅	
⑨公園	
⑩上水道施設	
⑪その他施設	

（出典：総合管理計画 P3～P4 より）

9 策定主体

施設所管部局は、主体的に各施設の方針案（維持、転用、統合・複合化、廃止、建替等）の作成及び個別施設計画の策定を行う。

なお、計画のとりまとめ及び進捗管理は総務部企画課が行う。

10 今後のスケジュール

個別施設計画（前期計画）策定までのスケジュールは下記のとおりとする。ただし、個別施設計画策定支援業務委託の委託業者の提案によりスケジュール及び実施内容を見直すことも可能とする。

■平成 31（2019）年度

時期	内 容
4 月	企画推進局専門班設置（設置以降、適宜開催）
5 月～7 月	公共施設個別施設計画策定支援業務委託仕様書確定、業者選定
8 月～9 月	「個別施設計画」策定の流れ、全体構成の検討・決定
9 月～翌 3 月	対象施設に関する調査（施設カルテの作成、コスト、課題、老朽化状況等）、建物現況調査、施設所管部局において各施設の方針検討

■2020 年度

時期	内 容
4 月～11 月	実態調査を踏まえ再配置・改修方法・維持管理の手法等作成 改修等の優先順位付け、コスト試算、ロードマップ作成 施設所管部局において各施設の方針案を作成
12 月～翌 1 月	企画課が各施設の方針案を取りまとめ、「個別施設計画（素案）」作成
2 月～3 月	「個別施設計画（素案）」のパブリック・コメント実施
3 月	行財政改革推進本部員会議で協議し、企画会議で決定 「個別施設計画」（前期計画）公表

11 その他

（1）代替できる計画について

既に同種・類似の計画を策定している場合は、当分の間、当該計画を以て個別施設計画に代えることができるものとする。（例：都留市公営住宅等長寿命化計画等）

また、公営企業（病院、上水、簡水、下水）については、新公立病院改革プラン及び経営戦略等を改正して対応するものとする。

（2）公共施設等総合管理計画の改訂について

平成 30 年 2 月に改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、「今後 10 年間の中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み」等の追加記載事項と、2020 年度末に策定した個別施設計画との整合性を図るため、2021 年度末までに改訂するものとする。

（3）教育委員会所管施設の個別施設計画について

教育委員会所管施設の個別施設計画については、現在、先行して平成 30 年度から 31 年度の前で策定中であるが、その公表の手法等は、今後、教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。

■対象施設

大分類	中分類	施設名	施設所管課	対象施設	市の維持管理	備考	
行政系施設	庁舎等	都留市役所	財務課	1			
		いきいきプラザ都留	福祉課	2			
	消防施設	消防庁舎	消防課	3			
		盛里(朝日川)水防倉庫	消防課	4			
	その他	鹿留水防倉庫	消防課	5			
		住吉水防倉庫	消防課	対象外		平成31年度解体予定	
大幡川水防倉庫		消防課	6				
文化施設	文化施設	都留市まちづくり交流センター	生涯学習課	7			
		都の杜うぐいすホール	生涯学習課	8			
		都留市ふるさと会館	生涯学習課	9			
		宝地域コミュニティセンター	市民課	10			
		東桂地域コミュニティセンター	市民課	11			
		盛里地域コミュニティセンター	市民課	12			
		禾生地域コミュニティセンター	市民課	13			
		旧中央学校給食センター	財務課	14		事務所棟の他、作業施設(その他施設)もあり	
		都留市宝公民館	-	対象外	×	平成29年度解体済	
		都留市盛里公民館	市民課	対象外	×	平成29年度盛里コミセン会議室に用途替え	
	集会施設	都留市と綿當農指導センター	財務課	対象外	×	平成29年度集会所条例廃止・自治会へ無償貸与	
		都留市川棚當農指導センター	財務課	対象外	×	平成29年度集会所条例廃止・自治会へ無償貸与	
		都留市三吉地区転作促進センター	財務課	対象外	×	平成29年度集会所条例廃止・自治会へ無償貸与	
市民文化系施設	集会施設	都留市鷹の巣集会所	財務課	対象外	×	平成29年度集会所条例廃止・自治会へ無償貸与	
		都留市大津集会所	財務課	対象外	×	平成29年度集会所条例廃止・自治会へ無償貸与	
		都留市加畑集会所	財務課	対象外	×	平成29年度集会所条例廃止・自治会へ無償貸与	
		都留市小形山中谷集会所	財務課	対象外	×	平成29年度集会所条例廃止・自治会へ無償貸与	
		都留市小形山地域集会所	財務課	対象外	×	平成29年度集会所条例廃止・自治会へ無償貸与	
		都留市朝日曾集会所	財務課	対象外	×	平成29年度集会所条例廃止・自治会へ無償貸与	
		都留市上大幡公民館	財務課	対象外	×	平成29年度公民館条例改正・自治会へ無償貸与	
		月見ヶ丘自治会館	財務課	対象外	×	自治会へ無償貸与	
		宿公民館	-	対象外	×	平成28年度解体済	
		田野倉公民館	財務課	対象外	×	自治会へ無償貸与	
サンタウン宝集会所	財務課	15		普通財産、未利用状態			
学校教育施設	小学校	谷村第一小学校	学校教育課	16		教育委員会で策定中	
		谷村第二小学校	学校教育課	17		教育委員会で策定中	
		都留文科大学附属小学校	学校教育課	18		教育委員会で策定中	
		東桂小学校	学校教育課	19		教育委員会で策定中	
		宝小学校	学校教育課	20		教育委員会で策定中	
		禾生第一小学校	学校教育課	21		教育委員会で策定中	
		禾生第二小学校	学校教育課	22		教育委員会で策定中	
		旭小学校	学校教育課	23		教育委員会で策定中	
		中学校	都留第一中学校	学校教育課	24		教育委員会で策定中
			都留第二中学校	学校教育課	25		教育委員会で策定中
	東桂中学校		学校教育課	26		教育委員会で策定中	
	その他教育施設	学校給食センター	学校教育課	27		教育委員会で策定中	
		深田教員住宅	学校教育課	28		教育委員会で策定中	
		大幡教員住宅	学校教育課	29		教育委員会で策定中	
		鹿留緑地広場	-	対象外	×	平成28年度用途廃止、民間貸与	
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	都留市総合運動公園	生涯学習課	30		教育委員会で策定中
			都留市下谷体育館	生涯学習課	31		教育委員会で策定中
都留市住吉球場			生涯学習課	32		教育委員会で策定中	
都留市民総合体育館			生涯学習課	33		教育委員会で策定中	
都留市民プール			生涯学習課	34		教育委員会で策定中	
都留市テニスコート			生涯学習課	35		教育委員会で策定中	
都留市大輪スポーツ広場			生涯学習課	36		教育委員会で策定中	
都留市水沼グラウンド			生涯学習課	37		教育委員会で策定中	
ターゲットバードゴルフ場			生涯学習課	38		教育委員会で策定中	
レクリエーション施設・観光施設			都留市宝の山・ふれあいの里	産業課	39		
		都留戸沢の森・和みの里	産業課	40			
		エコハウス	地域環境課	41			
社会教育系施設		図書館	生涯学習課	42			
	博物館	都留市尾県郷土資料館	生涯学習課	43		教育委員会で策定中	
		都留市商家資料館	生涯学習課	44		教育委員会で策定中	
		ミュージアム都留	生涯学習課	45		教育委員会で策定中	
		八朔祭屋台展示庫	生涯学習課	46		教育委員会で策定中	
		早馬町屋台保管庫	生涯学習課	47		教育委員会で策定中	
子育て支援施設	幼稚園・保育園・子ども園	宝保育所	健康子育て課	48			
	幼児・児童施設	旧東桂学校給食センター	財務課	49		普通財産、学童施設(変更予定)	
病院施設	病院施設	田野倉事務所	財務課	50		普通財産、こずもす教室、学童施設、その他施設あり	
		市立病院	病院事務局	対象外		公営企業で策定(公立病院改革プランで代替)	
		介護老人保健施設つる	病院事務局	対象外		公営企業で策定(公立病院改革プランで代替)	
		医師看護師宿舎	病院事務局	対象外		公営企業で策定(公立病院改革プランで代替)	
		医師宿舎	病院事務局	対象外		公営企業で策定(公立病院改革プランで代替)	
公営住宅	公営住宅	緑町団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替	
		蒼竜峽団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替	
		田野倉団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替	
		権現原団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替	
		九鬼団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替	
		朝日団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替	
		鹿留団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替	
		田原団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替	
		中野団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替	
		古渡団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替	
井倉団地	建設課	対象外		都留市公営住宅等長寿命化計画で代替			
公園	公園	仲町公園	産業課	51			
		楽山公園	建設課	52			
		玉川公園	建設課	53			
		城山公園	建設課	54			
		城南公園	建設課	55			
		サン玉川公園	建設課	56			
		富士見坂公園	建設課	57			
		二ノ側公園	建設課	58			
		三ノ側公園	建設課	59			
		楽山風致公園	建設課	60			
宿農村公園	産業課	61					

上水道施設	上水道施設	滝下浄水場	上下水道課	対象外	公営企業で策定（都留市上水道経営戦略で代替）
		第4水源	上下水道課	対象外	公営企業で策定（都留市上水道経営戦略で代替）
		第5水源	上下水道課	対象外	公営企業で策定（都留市上水道経営戦略で代替）
		第6水源	上下水道課	対象外	公営企業で策定（都留市上水道経営戦略で代替）
その他施設	その他施設	各簡易水道施設（11施設）	上下水道課	対象外	公営企業で策定（都留市上水道経営戦略で代替）
		埋蔵文化財整理作業所	-	対象外	平成29年度解体済
		ゆうきゅうの丘つる（火葬場）	地域環境課	62	
		旧養蚕生産施設	財務課	63	
		弁天町宿舍	財務課	64	
		旧酒井邸	-	対象外	平成30年度解体済
		新町別館	財務課	65	
		旧山口邸	-	対象外	平成30年度民間へ売却済
旧JAクレイン東桂支所	財務課	66	民間へ貸与		

■公共施設等総合管理計画策定以降に新築及び取得した施設

大分類	中分類	施設名	施設所管課	対象施設	市の維持管理	備考
市民文化系施設	文化施設	下谷交流センター	企画課	67		平成29年度新築（指定管理者）
子育て支援施設	幼児・児童施設	三吉地区学童保育施設	健康子育て課	68		平成30年度新築
（仮称）産業施設	（仮称）産業施設	道の駅つる	産業課	69		平成28年度新築（指定管理者）
その他施設	その他施設	旧雇用促進住宅下谷宿舍	財務課	70	大規模改修は市負担	平成28年度取得（民間へ貸与）
		旧桂高等学校校舎	財務課	71	大規模改修は市負担	平成27年度取得（民間へ貸与）

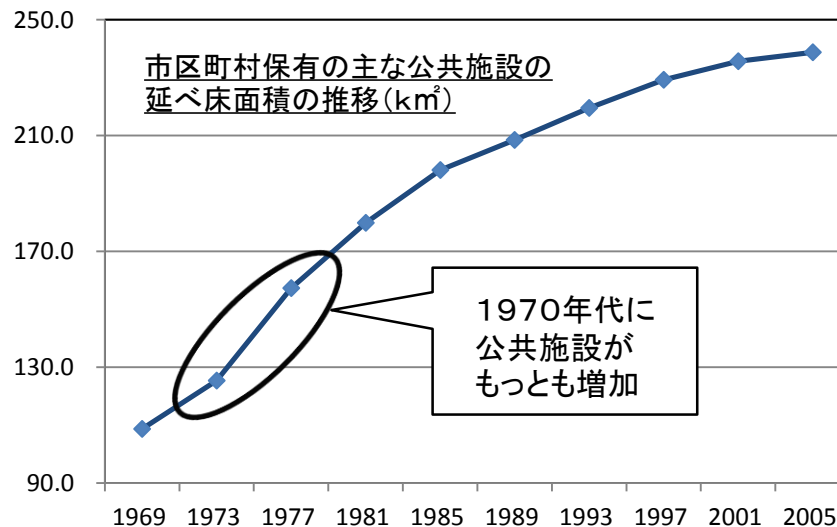
公共施設等の老朽化対策の必要性

背景

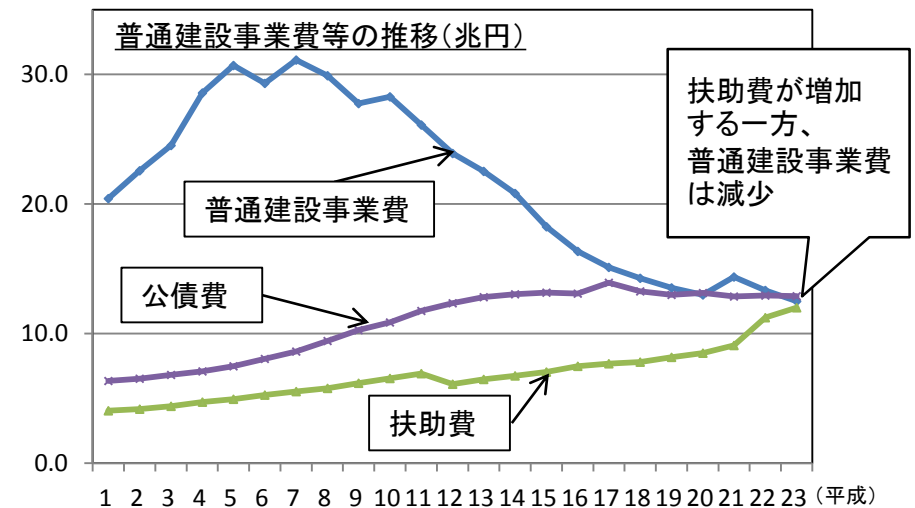
- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- 市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要。

【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】



公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定 （平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

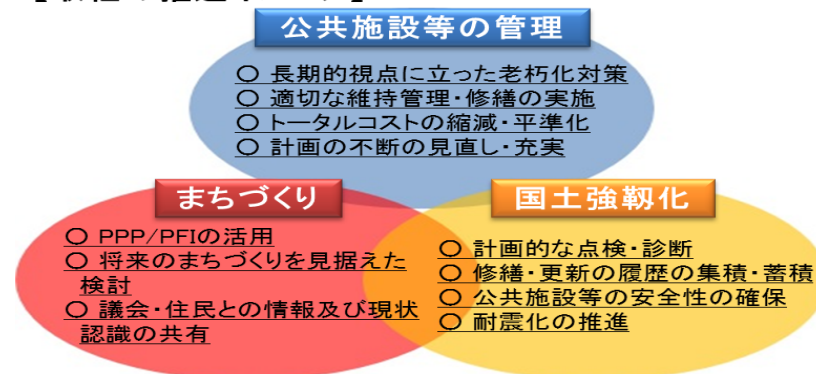
<公共施設等総合管理計画の内容>

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

<公共施設等総合管理計画の策定状況>

平成29年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.4%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定 （「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※平成32年度までに策定

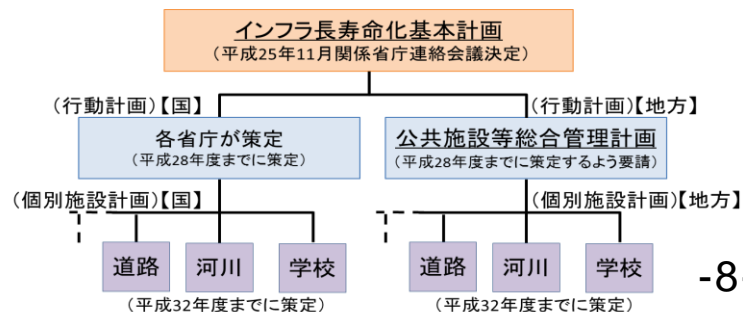
<個別施設計画の内容>

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策※の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検、修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



インフラ長寿命化計画の体系

「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」決定

インフラ長寿命化基本計画

(基本計画)【国】
(平成25年11月策定済)

基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画

※「基本計画」より抜粋

行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画

※平成32年度頃までの策定を目標

(行動計画)

【国】

各省庁が策定
(平成28年度までに策定)

(個別施設計画)

道路

河川

学校

(行動計画)

【地方】

公共施設等
総合管理計画

(個別施設計画)

道路

河川

学校

※ 各府省庁は、地方公共団体等に対し、行動計画及びこれに基づく個別施設計画の速やかな策定及び公表並びにこれらの計画に基づく取組の推進を要請する。その際、行動計画や個別施設計画の策定・推進上の留意点、活用可能な支援策等についても通知し、地方公共団体等への支援に努める。

(インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議申し合わせ(平成25年11月29日)の内容を要約)

個別施設計画の記載事項について

(※平成25年11月インフラ長寿命化基本計画から抜粋)

2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等にかかる取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。・・・

〔記載事項〕

①対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等にかかる取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

②計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

③対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

⑤対策内容と実施時期

「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

⑥対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂概要

各地方公共団体において、策定した総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、総合管理計画について不断の見直しを実施し、充実させていくため、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を改訂(H30.2)。

総合管理計画の推進体制等について

1. 全庁的な体制構築

個別施設計画の策定や具体的な施設の適正管理に係る取組の検討について、各施設所管部局を中心に行われ、全体として、効果的な計画の推進がなされないおそれがあるため、総合管理計画の策定・改訂の検討段階から、全庁的な体制を構築して取り組むことが望ましいこと。

(例)

- ・公共施設等の情報の管理・集約
- ・個別施設計画策定の進捗管理、総合管理計画の進捗状況の評価等の集約
- ・部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場の創設

2. PDCAサイクルの確立

総合管理計画に定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めることが望ましいこと。

総合管理計画の充実について

3. 総合管理計画の不断の見直し・充実

総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが望ましいこと。

4. 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、以下の区分により示すことが望ましいこと。
※財源の見込みについても記載することが望ましい。

- ・期間:30年程度以上
- ・会計区分:普通会計及び公営事業会計
- ・建物区分:建築物及びインフラ施設
- ・経費区分:維持管理・修繕、改修及び更新等

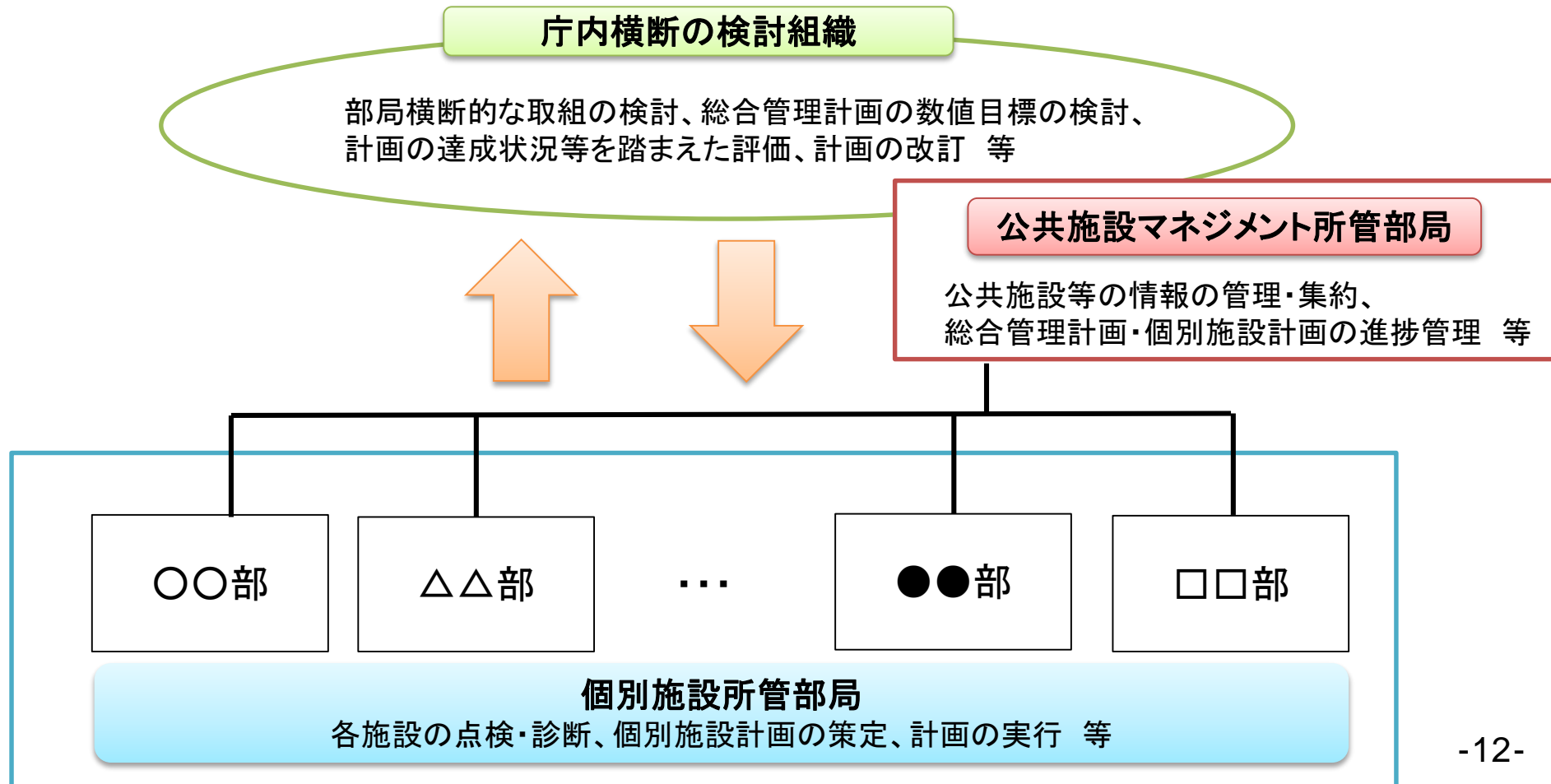
5. ユニバーサルデザイン化の推進方針

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、公共施設等の適正管理を行う中でユニバーサルデザイン化を推進していくため、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」について記載すること。

総合管理計画の推進体制等

- 総合管理計画の策定・改訂の検討の際の情報の洗い出しの段階から、全庁的な体制を構築して取り組むこと。
- 具体的には、公共施設等の情報を管理・集約するとともに、各部局において進められる個別施設計画策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約する部署を定めるとともに、部局横断的な施設の適正管理の取組を検討する場を設けることなどが想定される。

<全庁的な体制構築イメージ>



公共施設等総合管理計画におけるPDCAサイクルのイメージ

公共施設等総合管理計画

平成28年度までに策定
個別施設計画等の進捗に伴って充実、改訂

総合管理計画策定の目的

- ・更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化
- ・公共施設等の最適配置の実現

○ 公共施設等の現況及び将来の見通し

中長期的な維持管理・更新等の経費の見込み

既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)経費見込み

個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込み

対策による効果額

平成33年度までに記載

比較

充当可能な財源の見込み

○ 公共施設等の管理の基本的な方針

- 計画期間
- 全庁的な取組体制等
- 公共施設等の管理の基本的な考え方
 - ① 点検・診断の実施方針
 - ② 維持管理・更新等の実施方針
 - ③ 安全確保の実施方針
 - ④ 耐震化の実施方針
- PDCAサイクルの推進方針

数値目標の設定

- ・公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標
- ・トータルコストの縮減・平準化に関する目標

- ⑤ 長寿命化の実施方針
- ⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ⑦ 統合や廃止の推進方針
- ⑧ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

PDCA
サイクル

平成32年度までに策定完了

個別施設計画 A

個別施設計画 B

個別施設計画 C

個別施設計画 D

中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込みに係る様式（10年間の例）

【経費の見込みの記載について】

- (1) 総合管理計画の初年度を起点とした10年間について、次の表の区分により、長寿命化対策等の効果を反映した当該10年間において必要となる経費について、普通会計と公営事業会計に区分した上で、それぞれを建築物とインフラ施設に区分して記載すること。
- (2) 備考の定義に基づき、「維持管理・修繕」、「改修」、「更新等」ごとの見込み額を記載すること。
- (3) 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の（自然体の）見込みも記載すること。
- (4) 普通会計と公営事業会計のそれぞれの区分ごとに、充当可能な財源の見込み（地方債、基金等の充当額の見込み、充当の考え方等）を記載すること。
- (5) そのほか、財政負担の平準化を図る観点から、対象期間の各年度ごとの経費見込みを記載した資料を別途作成すること。
- (6) 現在、維持管理・更新等に要している経費について直近のものを記載すること。

【平成〇年度から10年間】

今後10年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み

（百万円）

		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時に 単純更新した場合 (⑤)	長寿命化対策等 の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去〇年平均)
普通会計	建築物(a)								
	インフラ施設(b)								
	計(a+b)								
公営事業会計	建築物(c)								
	インフラ施設(d)								
	計(c+d)								
建築物計(a+c)									
インフラ施設計(b+d)									
合計(a+b+c+d)									

【備考】

- ※ 建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。
- ※ インフラ施設：道路、橋りょう、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物。
- ※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。
- ※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。
- ※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。